

第 11 回 機能性表示食品等の健康被害情報への対応に関する小委員会 (第 2 小委員会)

日時 令和 7 年 9 月 30 日 (火)
17 : 00 - 18 : 30

議事要旨

出席者

委員：五十音順、敬称略、◎は委員長
加藤将夫、◎曾根博仁、西崎泰弘
参考人：阿部理一郎

厚生労働省

今川食品監視安全課長、堀岡食品健康被害情報管理室長、温井課長補佐、
木村課長補佐、奥藤室長補佐

議題及び概要

- 1 機能性表示食品等の健康被害情報に対する食品衛生法上の措置の要否について
- 厚生労働省に健康被害情報が報告され、今回の小委員会において、食品衛生法上の措置の要否について検討を行ったいわゆる健康食品 28 製品の内訳は、以下のとおり。

(1) 機能性表示食品等の健康被害情報について

- ① 機能性表示食品
12 製品 (令和 7 年 6 月 1 日から 7 月 31 日まで報告分※)
- ② 特定保健用食品
1 製品 (令和 7 年 7 月 1 日から 7 月 31 日まで報告分)
- ③ ①・②以外のいわゆる健康食品
12 製品 (令和 7 年 7 月 1 日から 7 月 31 日まで報告分)

※ 第 10 回小委員会で議論の対象とした報告を除く。

上記①・②の 13 製品のうち、機能性表示食品等に係る健康被害情報の情報提供義務化 (令和 6 年 9 月 1 日施行) の報告要件を満たす製品は、0 製品。

(2) 指定成分等含有食品の健康被害情報について

3 製品 (令和 7 年 7 月 1 日から 7 月 31 日まで報告分)

- 検討の結果、現時点で、流通防止等の食品衛生法上の短期的な措置や、食品衛生法第 13 条に基づく規格基準の策定等の消費者庁への申し送りの検討が必要とされた製品はなかった。

2 機能性表示食品等の健康被害の情報提供に係る検討の流れについて（報告）

- 事務局から、これまでの小委員会における議論の流れを踏まえ、機能性表示食品等の健康被害の情報提供に係る検討の流れの一部を追記修正した旨を報告した。

3 その他 特になし